

五島市監査委員公表第1号

平成19年12月12日に提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成20年2月6日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

第1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成19年12月12日(同月17日補正書提出)

3 請求の要旨

(1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

ア 市長が非常勤の特別職として町内会の会長(以下「町内会長」という。)に辞令を交付し、その権限に属する事務の一部を委嘱したことに対して支出している報酬は、次の理由により、財務会計上違法かつ不当である。

(イ) 市長は、町内会長に対し、その他の業務とともに広報紙を含む公的機関の文書(以下「広報紙等」という。)の配布・回覧業務を委嘱し、これらの業務遂行に必要な経費の全額を町内会長個人に支出しているが、住民の任意団体である町内会の代表に市の業務を委嘱することは、町内会を市の末端組織とみなしており、地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条、第156条及び第260条の2第6項の趣旨に反し違法である。

(ロ) 上記業務が、町内会長たる個人に委嘱されたものだとすれば、町内会長個人が遂行の義務を負い、市長は、町内会長自らの手によって業務を遂行させる責任がある。しかし、実際には広報紙等の配布は、町内会長以外の町内会に加入している住民(以下「町内会員」という。)が行っており、市長は、町内会長個人にその遂行を求めておらず、行政監督責任を放棄した結果、市の財政に多年にわたり委嘱業務の不履行による損害を発生させている。これは、民法(明治29年法律第89号)第709条の不法行為に当たり違法である。

イ 市は、実際に広報紙等の配布を行っている町内会員に対し、労務負担上の対価を支払わず、多大な損害を与えている。これは、民法第709条の不法行為に当たり違法である。

ウ 市は、町内会に加入していない住民(以下「町内会不加入者」という。)に対し、広報紙等を配布しておらず、一部地域においては市所有のごみボックスを使用させない事実がある。これは、住民の任意団体である町内会への加入の有無をもって差別を行うものであり、市に行政上の責任があるから、地方自治法第1条及び第10条第2項の趣旨に反し違法である。

(2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

ア 市長並びに本庁及び支所の町内会長に対する報酬(以下「町内会長報酬」という。)の支出事務を担当した課長(以下「町内会担当課長」という。)に対し、平

成18年度に支出した町内会長報酬45,517,000円の全額又は一部を市に返還させること。

イ 町内会員に広報紙等の配布を無償で行わせたことにより生じた労務負担上の損害を賠償すること。

ウ 広報紙等の配布、ごみボックスの使用その他一切の市民としての権利を、町内会への加入の有無をもって不当に奪わないこと。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象機関及び部局

(1) 監査対象機関 市長

(2) 監査対象部局

本庁 市民課及び生活環境課

支所 富江支所、玉之浦支所、三井楽支所、岐宿支所及び奈留支所の各市民課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成20年1月15日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、同月11日及び15日に新たな証拠を提出した上で陳述を行った。

3 関係職員の陳述及び事情聴取

(1) 平成19年12月18日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

(2) 平成20年1月15日に次に掲げる関係職員から陳述を聴取するとともに、事情聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により、請求人が立ち会った。

本庁	市民課	市民課長
		住民生活係長
	生活環境課	生活環境課長
		環境施設係長

支所	富江支所	市民課長
	玉之浦支所	市民課長
	三井楽支所	市民課長
	岐宿支所	市民課長
	奈留支所	市民課長

4 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、市長及び町内会担当課長（以下「市長等」という。）が平成18年度に町内会長報酬を支出したのは、違法又は不当な公金の支出に当たるといえるかを監査の対象とした。

なお、請求書に記載されている事項のうち次に掲げる事項については、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではなく、市に損害が生じているとも認められないので、監査の対象とはしなかった。

ア 市が、実際に広報紙等の配布を行っている町内会員に対し、労務負担上の対価を支払わず、多大な損害を与えており、違法であるという主張

イ 市が、町内会不加入者に対し、広報紙等を配布しておらず、ごみボックスを使用させないことは、町内会への加入の有無をもって差別を行うものであり、違法であるという主張

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないと認め、棄却する。ただし、別記のとおり意見を付す。

以下、その理由を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 町内会の組織について

ア 町内会は、一定地域の住民が親睦を図り住みよい環境をつくるために、当該住民の総意に基づきつくられた組織であり、自ら決めた会則を持ち、その目的達成のために会議を行い、種々の事柄を取り決めて実行している住民の任意団体である。

イ 市内には、平成18年8月31日現在、247の町内会があり、町内会に加入している世帯（以下「町内会加入世帯」という。）は約18,000世帯、加入率は住民基本台帳上の世帯数との比率でいえば86%となっている（下表参照）。

ウ 町内会に加入していない世帯（以下「町内会不加入世帯」という。）は、住民基本台帳上の世帯数から町内会加入世帯数を差し引くと約3,000世帯となる。

地 区	町内会数	加 入 世 帯 数	住 基 世 帯 数	対住基加入率 (%)
福 江	1 2 2	9, 7 0 2	1 2, 2 5 8	7 9. 1
富 江	3 3	2, 5 6 4	2, 7 1 8	9 4. 3
玉之浦	2 4	9 0 9	9 8 9	9 1. 9
三井楽	1 8	1, 6 0 5	1, 6 5 6	9 6. 9
岐 宿	2 8	1, 6 9 6	1, 7 4 2	9 7. 4
奈 留	2 2	1, 6 1 4	1, 6 7 1	9 6. 6
計	2 4 7	1 8, 0 9 0	2 1, 0 3 4	8 6. 0

(2) 町内会長への事務の委嘱について

ア 町内会長は247人おり、それぞれ各町内会において選任された者である。市長は、その全員に「五島市事務の一部を委嘱します」という辞令を交付し、非常勤特別職の公務員に任用している。辞令の期間は、特に定めがなく、町内会長である間は、非常勤特別職の公務員である。

イ 町内会長に委嘱した市の事務の一部とは、次の4業務である。

- (ア) 広報紙回覧文書の配布
- (イ) 行政連絡事項の住民周知
- (ウ) 市に対する要望の取りまとめ
- (エ) その他市長が依頼する事項

ウ 町内会長に市の事務の一部を委嘱する際には、市民課（平成18年度においては生活環境課）からイに掲げる業務以外のものも含めた「町内会長の市に関する業務」という冊子を配布している。

エ 市長は、イに掲げる業務の遂行状況に関する報告書等は徴していない。ただし、「市に対する要望の取りまとめ」については、平成18年度において681件の実績が確認された。

(3) 広報紙等の配布について

ア (2)ウの「町内会長の市に関する業務」には、「毎月発行している広報紙の配布にともない、公的機関の文書を配布・回覧してもらいます。」と記載されているが、市長は、広報紙等の配布について「どのような方法で」配布するのかを指示していない。

イ 町内会における広報紙等の配布方法は、次のとおりである。

- (ア) 町内会長が直接各世帯に配布する方法 74町内会（30.0%）
- (イ) 班長等が各々の担当世帯に配布する方法 130町内会（52.6%）
- (ウ) 回覧板のように各世帯に回し、各世帯が自分の分を受け取る方法 39町内会（15.8%）

(エ) 集会等において配布する方法 4町内会 (1.6%)

なお、(イ)及び(ウ)の方法にあつては、町内会長が班ごとに仕分けして、各班長、当番等に配布している。

ウ 広報紙等の配布業務遂行状況の確認は、① 町内会加入世帯から広報紙等が配布されないという苦情がないこと、② 広報紙等の不足について町内会長から連絡があること、の2点のみで行われている。

エ 町内会不加入世帯に対しては、福江地区において65町内会、富江地区において15町内会の計80町内会が広報紙等を配布していない(なお、町内会不加入世帯に対して広報紙等を配布していると回答している町内会が、当該町内会の区域に居住するすべての町内会不加入世帯に配布しているかについては把握していない)。

このため、市長は、本庁ロビー、本庁及び支所の市民課窓口、公共施設等に広報紙等を設置し、町内会不加入者が入手できるようにしている。ただし、町内会不加入者が入手した部数については、把握していない。

また、町内会が組織されていない地区については、郵便で各世帯(約40世帯)に送付している。

(4) 町内会長報酬について

ア 町内会長報酬については、五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(平成16年五島市条例第38号。以下「特別職報酬等条例」という。)が定めており、その第2条第1項が「特別職の職員で非常勤のものの報酬の額は、別表第1のとおりとする。」と規定し、別表第1が非常勤の特別職の区分欄に「町内会長」を掲げてその報酬の額を「別表第2に定める基準による。」と規定し、別表第2町内会長報酬基準表が「町内会長の報酬は、年額とし、その額は、次に掲げる額の合計額とする。」と規定して、町内会長報酬を、均等割額、毎年8月31日現在の世帯数による世帯割額及び特定の区域に属する町内会についての額の合計額によることとしている。

現在の報酬の額は、平成17年12月22日に五島市条例第82号により改定され、平成18年4月1日から適用されたものであり、それまでは、合併前の1市5町で定めた額が適用されていた。この報酬改定時の資料における県内他市の町内会長報酬等の平均年額が189,886円であるのに対し、報酬改定後の五島市の平均年額は184,279円となっている。また、報酬改定後の平成18年度決算額では、改定前の平成17年度と比較して総額で13,053,664円(22.3%)の減額となっている。

イ 平成18年度に支出された町内会長報酬の総額は、45,517,000円である。これは、特別職報酬等条例第3条第1項第3号の規定により2期に区分し

て支給しており、上半期分22,758,500円を平成18年10月13日から同年11月1日までの間に、下半期分22,758,500円を平成19年3月13日から同月27日までの間に町内会長247人に対して支給している。

また、平成19年度においては、平成20年1月現在、上半期分22,698,287円を平成19年9月21日から同年10月30日までの間に町内会長248人に対して支給している（平成19年9月に、1町内会において町内会長の交代があったため、町内会の数より支給対象となった町内会長の数が多くなっている。）。

なお、支出関係書類を審査した結果、これらの支出は、予算及び特別職報酬等条例に基づき、財務会計上の法令及び規則にのっとり適正に執行されており、裁量権の逸脱又は濫用も認められない。

ウ 町内会長報酬の世帯割額の基準となる「毎年8月31日現在の世帯数」の世帯の定義については、関係職員から「住民基本台帳上の世帯ではなく、1戸の住宅をいう。」との説明があった。すなわち住民基本台帳上の世帯とは「居住及び生計を共にする者の集まり又は単独で居住し生計を維持する者」をいうが、特別職報酬等条例別表第2に規定する「世帯」とは「住居を同じくする者の集まり」をいうのである。また関係職員からは、「町内会の区域は、隣接する町内会長が協議して境界線を画しているが、町内会への加入に際しては、その住宅が所在する区域の町内会に加入しないで他の区域の町内会に加入する場合、あるいはその逆の場合などがある。したがって、町内会長報酬の基準となる世帯数は、町内会長からの報告に基づくこととしている。」との説明があった。しかしながら、これらの説明を聴取した後、各支所の市民課に問い合わせたところ、玉之浦支所、三井楽支所及び岐宿支所においては、住民基本台帳の世帯数から町内会不加入世帯の数を減じた数を基に報酬を支出しているとの回答があった。また、本庁市民課、富江支所及び奈留支所においても、各町内会長から世帯数を報告させてはいるが、その数が正確なものかどうかの検証は行っていないとのことである。

(5) ごみボックスの使用について

ア 市は、現在、ごみステーション1,378か所に、ごみボックスを1,653台設置している。

イ ごみボックスについては、三井楽地区において市が直接管理しているものを除き、五島市ごみボックスの設置及び管理に関する要領に基づいて、町内会からの申請により市が町内会に貸与し、管理を町内会が行っている。福江地区については20数年前から、奈留地区については市町合併前から、富江地区、玉之浦地区及び岐宿地区については市町合併後から町内会にごみボックスの管理を委託しており、その主な目的は、① 違反ごみ及び不法投棄ごみの解消、② ごみボックス

周辺の清掃及び美化の確保、③ ごみボックスの必要箇所、補修、取替え等の地域のニーズを的確に把握するため、としている。

ウ ごみボックスの管理に要する経費は、町内会長報酬に含まれておらず、他に公金の支出もあっていない。

エ ごみボックスに「町内会専用」と表示している町内会は、福江地区に5町内会、奈留地区に1町内会ある。

福江地区においては、平成12年度からごみの有料化と8分別収集を開始したが、その際設置されたごみ検討委員会の中で「ごみボックスの使用を明確にするため使用世帯名を表示する」よう付帯意見が提案され、希望する町内会のみが表示することとなった。市長は、この表示が現在もあることを把握しているが、町内会不加入者を排除する意図はなく、他地区からのごみの排出を防止することが目的であることから、撤去の指示はしていない。

オ 五島市ごみボックスの設置及び管理に関する要領中の「ごみボックスの利用世帯」・「利用者」とは、関係職員の説明によれば、町内会不加入世帯を含む全世界帯を想定しているとのことであったが、福江地区の3町内会において、町内会不加入世帯に対しごみボックスを使用しないようにとの忠告がされている。

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 町内会の代表に市の業務を委嘱することが町内会を市の末端組織とみなしており、違法であるという主張について

請求人は、「住民の任意団体である町内会の代表に市の業務を委嘱することは、町内会を市の末端組織とみなしており、地方自治法第155条、第156条及び第260条の2第6項の趣旨に反し違法である。」としているので、検討する。

請求人が主張するように、地方自治法第155条第1項及び第156条第1項が普通地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるための機関の設置について規定し、第260条の2第6項が「地縁による団体」に対する市町村長の「認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。」と規定していることから、地縁による団体は、住民の自主的な意思に基づき、自主的な活動を行う住民組織として位置付けられるべきであり、普通地方公共団体の長の下部組織として組み込まれることを禁止しているものと解されている。

この「地縁による団体」とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている団体をいうので

あり（地方自治法第260条の2第1項及び第2項参照）、町内会が地縁による団体であることは、1(1)アから明らかである。

市長は、住民に対して市の行政施策等を周知させるため、町内会長を行政と住民とを結ぶパイプ役を担う非常勤の特別職として位置付け、1(2)イに掲げる事務を委嘱して処理させている。このうち、広報紙回覧文書の配布に関する業務は、市の行政施策その他について記載された印刷物の配布であり、このような広報活動を行うことは、普通地方公共団体の自治事務（地方自治法第2条第2項）であり、その事務をどのような方法で処理するかは、当該普通地方公共団体の執行機関の裁量の範囲内にあるというべきである。

このように、市長が町内会長に委嘱した事務の内容には、末端行政の補完作用が認められ、その限りにおいて、町内会長は、市から報酬を支給される非常勤特別職の公務員とされている。しかしながら、町内会は、自らが事業主体となって、町内会の総会等で策定された事業計画に基づいて、町内会員から徴収した会費等を用いて地域住民のための事業を独自に行っているのであり、当該事業の中には、市の行政と関連するものもあるが、それは市長の権限を分掌して行うものではなく、あくまでも地縁による団体たる町内会独自の事業である。また、町内会長その他の役員は、総会において選任され、その活動は、規約、総会等の決定に従い町内会員のためにされているのであり、町内会長その他の役員が、市長により任用され、その指揮監督を受けて活動しているものではない。

このような町内会の主体性及び独自性並びに町内会長の選任及び活動の実態からすれば、町内会長に市の事務の一部を委嘱することが、地方自治法第155条、第156条及び第260条の2第6項の趣旨に反し違法であるということとはできない。

(2) 市長が町内会長個人に広報紙等の配布業務の遂行を求めていることが、市に損害を与えたことになるという主張について

請求人は、「市長は、町内会長自らの手によって広報紙等の配布業務を遂行させる責任があるにもかかわらず、町内会長個人にその遂行を求めておらず、市の財政に委嘱業務の不履行による損害を発生させている。これは、民法第709条の不法行為に当たり違法である。」としている。この請求人の主張は、① 町内会長が業務を履行していないにもかかわらず、市長は報酬を支給しているのであるから違法、不当な支出であり、これにより当該不履行に相当する部分の損害が市に生じているというのであり、② 町内会長の業務不履行により報酬が過払いとなっているにもかかわらず、市長は、その返還を請求していないのであるから、違法、不当に当該返還請求権の行使を怠っており、これにより当該過払いに相当する部分の損害が市に生じているというのである。そこで、市に損害が生じているかについて検討する。

地方自治法第203条第1項は、「普通地方公共団体は、……非常勤の職員（短時

間勤務職員を除く。) に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定し、同条第2項は、非常勤の「職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定しており、特別職報酬等条例は、同項ただし書に基づき、町内会長報酬を年額をもって支給する旨定めている。

そして、特別職報酬等条例は、第4条において「年の中途において就任し、又は任期が満了し、辞職し、退任し、解任され、若しくは死亡した者に対する報酬」の月割計算及び日割計算について規定するほか、町内会長の在職中報酬を増額し、又は減額することができる旨の規定を置いていないことから、町内会長が市長から委嘱された事務を怠るなどその職務の一部を遂行しないことがあったとしても、これを理由に当該期間(年)について直ちに特別職報酬等条例により定められた年額報酬を支給しないものとしたり、これを減額支給したりすることはできないものと解すべきである。したがって、請求人が主張するような町内会長自らが各町内会員の住宅まで広報紙等を配布していないという事実が認められるとしても、町内会長報酬を支給しないことはできず、また減額して支給することもできないのであるから、市に損害が生じるということはない。

もっとも、地方自治法第203条の報酬は、勤務に対する反対給付としての性格のみを持つものであり、特別職報酬等条例が、同条第2項ただし書に基づき、町内会長報酬をその職務及び責任に対する対価として年額をもって支給する旨定めた趣旨からすれば、当該報酬は、その職務及び責任に応ずるものでなければならず、自らは市長から委嘱された事務にまったく関与しないなど、町内会長が実質的にみてその委嘱された職務及び責任をまったく果たしていないと評価し得るような場合には、その報酬の支給は、同項及び特別職報酬等条例が前提とする給与の根本基準に反し、違法となると解される。

そこで、これについて検討すると、市長が町内会長に委嘱した事務のうち、広報紙回覧文書の配布に関する業務については、請求人が主張するとおり一部の町内会において町内会長自らが各町内会員の住宅まで配布していない事実が認められるものの、少なくとも町内会長は班ごとの仕分け及び各班長、当番等への配布を行っている事実が認められ(1(3)イ参照)、その他の業務については、町内会長がこれらの業務をまったく遂行していないという事実は認められない。したがって、町内会長報酬の支給が違法又は不当な支出であるということとはできない。

(3) 結論

以上のとおり、市長等が町内会長報酬を支出したのは、違法又は不当な公金の支出に当たるといえるかについて検討したが、本件支出が違法又は不当であるということとはできず、市に損害も生じていないことから、請求人の主張には理由がないと

判断した。

ただし、本件の監査を行った中で、町内会長に対する事務の委嘱の方法等について是正すべき事項が認められたので、次のとおり意見を付す。

意見

1 町内会長に対する事務の委嘱について

(1) 町内会長を非常勤の特別職として位置付け、報酬を支給しているが、これは、合併前の1市5町の形態を踏襲したものであり、現在の社会状況にそぐわない部分が見受けられた。また、町内会長報酬を「謝礼的な意味合い」で支給していること、広報紙等の配布の実態が町内会との委託契約により行われていると見られるおそれがあることなどを考慮し、町内会長の位置付け、業務の処理方法等について、次の点を含めて検討されたい。

ア 広報紙等の配布業務については、町内会、宅配業者等に委託することができないか。

イ 市長が委嘱している業務のうち、アに掲げる業務以外の業務については、謝礼金等として支出することができないか。

(2) 町内会長を、今後も非常勤の特別職として位置付けるのであれば、非常勤の特別職としての職務と地縁による団体たる町内会の代表としての職務との境界が曖昧であり、また報酬の基準となる世帯の定義が本庁及び支所の地区によって異なり、その検証もされていないことから、次のことについて是正されたい。

ア 町内会長を非常勤の特別職として位置付ける目的、その職務、責任等を明確にすること。

イ 町内会長に対して、非常勤の特別職としての職務、責任等の具体的な説明を行うこと。

ウ 委嘱した事務の遂行状況について、報告義務を課すこと。

エ 報酬の基準となる世帯の定義を明確にし、その検証方法を確立すること。

2 町内会不加入世帯に対する広報紙等の配布及びごみボックスの使用について

これらのことについては、監査の対象とはしなかったが、関係職員の陳述及び事情聴取並びに関係書類から、地方自治法第10条第2項の規定に抵触するおそれがあるので、次のことを要望する。

ア 町内会不加入世帯に対する広報紙等の配布については、町内会加入世帯と同等のサービスが受けられるような方法を検討されたい。

イ ごみボックスの管理については、「町内会専用」という表示を撤去し、町内会不加入者に使用しないよう忠告している町内会に対して、当該忠告を撤回するよう指導されたい。

参考（職員措置請求書）

請求の要旨

五島市が非常勤特別職として町内会長に辞令を交付し市の権限に属する事務の一部を委嘱支出している報酬は財務会計上違法かつ不当である。

理由

- 1) 五島市生活環境課作成の別紙「町内会長の市に関する業務」によれば、町内会長に対してその他の業務と共に毎月発行の公的機関文書を配布回覧してもらいますとの記載がある。市が各町内会長に委嘱をして、これ等の業務遂行に必要な経費の全額を町内会長個人に対して支出したものであるから、市は町内会長自らの手によってその他の業務と共に毎月発行の公的機関文書を末端の各戸に至るまで全ての部数を配布実行させる行政上の責任がある。

そもそも町内会は住民の任意団体であり市行政の下請け機関ではなく町内会の住民が公的機関文書の配布等を行う義務は何等ない。しかし町内会長は町内会加入住民に対し市の広報配布等を当然のこととして長年間、毎月実行させてきた事実があり、これによって生じた労務負担上の対価について市は住民側には何も支払わず毎年多数の住民に対し多大な損害額を負わせ続けてきた。

これは五島市が町内会長に業務委嘱として毎年公金を支出するだけで委嘱した業務内容に基き町内会長に対する個人責任の実行を求めず市が行政監督責任を放棄した結果である。また本件の委嘱業務の不履行により市の財政に多年にわたり損害を発生させてきた事実がある。

- 2) 市の広報誌「広報ごとう」を町内会に加入していないものについては配布していない事実がある。

（これに関しては住民周知の事実であるのでこれをもって事実証明とします）

また一部の地域において町内会非加入者は五島市所有のゴミボックスを使用させない事実がある。

これ等は住民の任意団体である町内会加入の有無をもって広報誌の配布を公平に行っていないことやゴミボックスを使わせないことは差別であり違法、不当であり、市に行政上の責任がある。

本件支出の違法性、不当性は以下のとおりである。

理由 1)については

民法第七百九条に規定されている不法行為にあたり違法である。

理由 2)については下記の地方自治法の各条文の主旨に反し違法である。

- ① 地方自治法第一条 地方自治法の本旨に基いて民主的にして能率的な行政の確保・・・・・・・・

② 地方自治法第十条二項 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し・・・・・・・・

「役務の提供」とは地方公共団体が住民に対してのサービスを言い「等しく受ける」とは、住民なら何人も同じ資格で差別なく平等に享受できることを言う。したがって本件行為が、違法かつ不当な公金の支出であることは明白である。よって監査委員は五島市長に対して次のように勧告するよう求めます。

記

五島市長及び平成18年度における本庁及び支所の町内会長報酬の支出事務を担当する課長に対し、平成18年会計年度において本請求の要旨に記した行為により、すでに支出した町内会長に対する報酬額45,517,000円の全額又は一部を市に返還させること。

五島市の町内会加入地域住民に対し公的機関の文書等の毎月配布を無償で行わせたことにより生じた労務負担上の損害額を賠償すること。

今後、広報紙の配布やゴミボックスの使用等その他一切の、何人も等しく受けることができる市民としての諸権利を、任意団体である町内会の加入の有無をもって不当に奪うことを許さないこと。

(請求書(補正後)の本文を原文のまま掲載した。)

(事実証明書一覧)

- 1 広報紙が回覧の方式により配布されていることを示す写真
- 2 「町内会会員専用」又は「町内会専用」と表示されたゴミボックスの写真
- 3 A町内会の平成18年度収支決算書
- 4 生活環境課作成の「町内会長の市に関する業務」
- 5 平成18年度町内会関連行事予定表
- 6 町内会長に対して五島市事務の一部を委嘱する辞令(様式)
- 7 町内会不加入者に広報紙等が配布されておらず、ゴミボックスの使用を断られたという証言を示す書類
- 8 市民課配布の町内会への加入のお知らせ
- 9 請求を補足する資料